（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一　第二条の規定　令和七年十月一日 二　（略）	**附　則** （施行期日） 1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一　第二条の規定　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 二　（略）

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十二号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項、第六条の四の二第一項、第十六条の二第一項、第三十条の三の二、第三十条の四第十二項、第三十条の十八の四第一項から第四項まで、同条第七項において準用する第三十条の十三第四項及び第三十条の十八の五第三項の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第四章の二の二　（略） 第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三） 第四章の二の四　地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の三十三の十四―第三十条の三十三の二十） 第四章の三　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の二十一―第三十条の三十三の二十五） 第五章～第七章　（略） 附則 **第一条の八**　（略） **第一条の八の二**　法第六条の四の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、同条に規定する病院又は診療所の管理者が当該病院又は診療所において、法第三十条の十八の四第一項に規定する継続的な医療を要する者（以下この条及び別表第八において単に「継続的な医療を要する者」という。）に対して在宅医療を提供する場合その他外来医療を提供する場合であつて、おおむね四月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合とする。	目次 第一章～第四章の二の二　（略） 第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十四） （新設） 第四章の三　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の十五―第三十条の三十三の十九） 第五章～第七章　（略） 附則 **第一条の八**　（略） （新設）